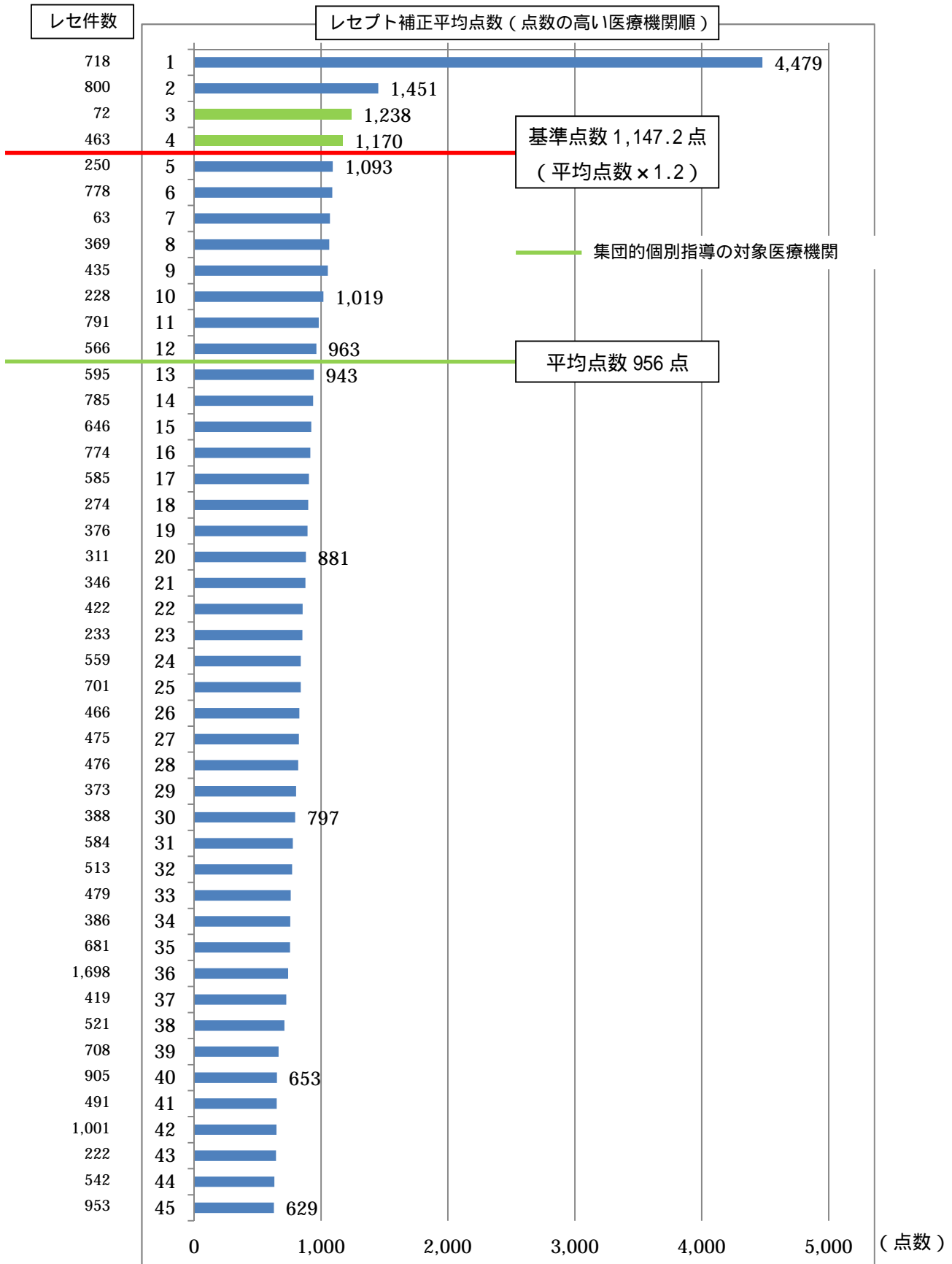


**医科診療所：小児科【全45件】**

診療所数	平均点数	基準点数	調整点数 (院内処方 - 院外処方)	基準点数超の件数	集団的個別選定数	個別指導選定数
45	956点	1,147.2点	不明(参考:2014年度8点)	4	2	0

集団的個別指導の対象となる条件は、

基準点数を超えている、かつ、各類型区分の概ね上位8%（45件×8%＝3件）の範囲に位置する医療機関。ただし、前年度・前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた場合は対象外。



2018年度の集団的個別指導の選定におけるレセプト1件あたりの平均点数(2017年度データから)

小児科 45件 (-1件:昨年度比)

**集個** 集団的個別指導の対象

平均点数 956.0点 (+8点:昨年度比)

基準点数 1,147.2点 平均点数 × 1.2

平均点数 順位	補正平均点数 (一般+後期高齢者)	レセプト件数 (一般+後期高齢者)	今年度 の選定
1	4,479	718	
2	1,451	800	
3	1,238	72	集個
4	1,170	463	集個
5	1,093	250	
6	1,088	778	
7	1,071	63	
8	1,064	369	
9	1,054	435	
10	1,019	228	
11	982	791	
12	963	566	
13	943	595	
14	938	785	
15	924	646	
16	915	774	
17	904	585	
18	899	274	
19	894	376	
20	881	311	
21	878	346	
22	856	422	
23	854	233	
24	840	559	
25	840	701	
26	830	466	
27	825	475	
28	820	476	
29	804	373	
30	797	388	
31	778	584	
32	772	513	
33	762	479	
34	758	386	
35	755	681	
36	741	1,698	
37	727	419	
38	711	521	
39	666	708	
40	653	905	
41	651	491	
42	649	1,001	
43	645	222	
44	633	542	
45	629	953	

## 1 . グラフ・表の見方と活用方法

平均点数・レセプト件数のグラフ・表は、東海北陸厚生局への情報開示請求で入手した「個別指導」「集団的個別指導」の選定に関わる資料を整理し、類型区分ごとに平均点数が高い医療機関から順に並べ直したものです。

各医療機関では、自院の平均点数と平均レセプト件数を算出し、該当する類型区分のグラフ・表と照らし合わせれば、おおよその位置（順位）を知ることができます。

厚生局からの開示資料は、県内すべての医療機関について、レセプト1件あたりの補正平均点数（注）と1月あたりの平均レセプト件数が類型区分ごとにまとめられていますが、医療機関名は不開示（黒塗り）とされています。

協会は、その資料を基に補正平均点数が高い医療機関から順に並べ直してグラフ化するとともに「平均点数」と集団的個別指導の選定基準とされている「基準点数（平均点数×1.2倍（病院は1.1倍）」のラインを入れています。

### （注）補正平均点数

院内処方と院外処方の医療機関では「薬剤料」分の点数差が生じることから、その差額分（調整点数）を院外処方の場合の平均点数に加算した点数。病院と歯科及び院内処方の医科診療所は調整点数の加算がないため、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」となります。

### < 「調整点数」は不明 >

院外処方の場合の平均点数に加算する「調整点数」は類型区分ごとに異なります。しかし、補正平均点数の算出にあたり「調整点数」は現在明らかにされていません。

参考として、2014年度データの調整点数を掲載しています。調整点数を当てはめた補正平均点数の算出方法は「各医療機関の順位算出のための計算式」を参照ください

### < 医療機関の平均点数、厚生局に照会すれば個別に回答 >

2017年6月の厚生労働省事務連絡により、医療機関が厚生局に対し自院の平均点数について電話などで照会した場合、厚生局は当該医療機関の開設者または管理者であることを確認した上で回答して差し支えないこととされました。

「調整点数」の関係で、厚生局資料における自院の補正平均点数が不明な場合は、厚生局に照会することで知ることができます。

## 2. 各医療機関の順位算出のための計算式

自院の順位を把握するために必要な「補正平均点数」と「レセプト件数」を算出する方法を例示します。

貴医療機関の「平均点数」と「レセプト件数」の2つのデータを基に類型区分別のグラフと表を見比べて、おおよそのあたりをつけてください。

### [ 1 ] 病院の場合

$$\text{平均点数(1件あたり)} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} = \text{ } \text{点}$$

$$\text{レセプト件数(月)} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \text{ } \text{件}$$

順位
おおよそ
位

使用するレセプト：「入院レセプト」

平均点数の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す

レセプト件数(月)の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

入院レセプトを使用するため「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

### [ 2 ] 診療所(院内処方)の場合

$$\text{平均点数(1件あたり)} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} = \text{ } \text{点}$$

$$\text{レセプト件数(月)} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \text{ } \text{件}$$

順位
おおよそ
位

使用するレセプト：「入院外レセプト」 小児科は家族レセプトを使用

平均点数の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す

レセプト件数(月)の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

院内処方の場合は「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

### [ 3 ] 歯科の場合

$$\text{平均点数(1件あたり)} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} = \text{ } \text{点}$$

$$\text{レセプト件数(月)} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \text{ } \text{件}$$

順位
おおよそ
位

使用するレセプト：「入院外レセプト」

平均点数の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総点数(年)」を「総件数(年)」で除す

レセプト件数(月)の算出方法：前年度1年(12カ月)分の「総件数(年)」を「12」で除す

歯科は「調整点数」を考慮する必要はなく、「平均点数」がそのまま「補正平均点数」になります

[ 4 ] 診療所（院外処方）の場合

$$\boxed{\text{補正平均点数 (1件あたり)}} = \frac{\text{総点数(年)}}{\text{総件数(年)}} + \boxed{\text{調整点数 (下表から当てはめ)}} = \boxed{\phantom{000}} \text{点}$$

$$\boxed{\text{レセプト件数(月)}} = \frac{\text{総件数(年)}}{12} = \boxed{\phantom{000}} \text{件}$$

調整点数（参考：2014年度データのもの（以降は明らかにされていません））

類型区分	調整点数
内科（透析除く）	442 点
内科（在宅療養支援診療所）	447 点
内科（透析あり）	225 点
精神・神経科	789 点
小児科	8 点
外科	274 点
整形外科	684 点
皮膚科	142 点
泌尿器科	375 点
産婦人科	15 点
眼科	134 点
耳鼻咽喉科	196 点

順位

おおよそ

位

使用するレセプト：「入院外レセプト」 小児科は家族レセプトを使用

平均点数の算出方法：前年度1年（12カ月）分の「総点数（年）」を「総件数（年）」で除し、調整点数を加算する

レセプト件数（月）の算出方法：前年度1年（12カ月）分の「総件数（年）」を「12」で除す

今年度の開示資料では、補正平均点数の算出にあたり「調整点数」は明らかにされていません。このため、参考として昨年度明らかになった調整点数を紹介しています。

2014年度データまでは「一般レセプト」と「後期高齢者レセプト」それぞれに「調整点数」が示されていたため、別々に計算して「補正平均点数」を算出していましたが、現在は、一般レセプトと後期高齢者レセプトを区別することなく計算する式を例示しています。

< 集团的個別指導の選定基準とされる類型区分ごとの「基準点数」について >

集团的個別指導は、各医療機関の補正平均点数が「自院が属する類型区分の平均点数の1.2倍（病院は1.1倍）」を超えた場合に選定の対象とされます。各類型区分の平均点数の1.2倍（病院は1.1倍）の値を「基準点数」と呼び、自院の補正平均点数が基準点数以下であれば集团的個別指導に選定されることはありません。

集团的個別指導の実施件数は、各類型区分の概ね上位8%にあたる医療機関を選定することとされており、補正平均点数が基準点数を超えた医療機関のうちから補正平均点数が高い順に8%の件数の枠内で選定されます。なお、前年度、前々年度に集团的個別指導または個別指導を受けた医療機関は集团的個別指導の選定対象から除外される取扱いになっていることから、区分によっては8%の数に満たない場合があります。